

成田市分科会（第4回）（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年7月31日（金）13:25～13:51
- 2 場所 中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室
- 3 出席
 - 佐々木 基 内閣府地方創生推進室長
 - 川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
 - 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

 - 小泉 一成 成田市市長
 - 関根 賢次 成田市副市長
 - 吉田 昭二 成田市副市長
 - 宮田 洋一 成田市企画政策部参事

 - 矢崎 義雄 学校法人国際医療福祉大学 総長
 - 天野 隆弘 学校法人国際医療福祉大学 大学院長
医学部設置準備委員会委員長
 - 池田 俊也 学校法人国際医療福祉大学 大学院教授
医学部設置準備室長
 - 角田 考哉 学校法人国際医療福祉大学 事務局長

 - 阿曾沼元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
 - 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
 - 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
 - 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
 - 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

 - 吉田 大輔 文部科学省高等教育局長
 - 渡辺 真俊 厚生労働省医政局医事課長
 - 川嶋 博之 千葉県健康福祉部次長

(議事次第)

1 開会

2 議題

医学部の新設について

3 閉会

○藤原次長 それでは、定刻より前でございますが、全員お揃いでございますので、ただいまより、東京圏区域会議のもとにございます、第4回「成田市分科会」を開催させていただきます。

出席者につきましては、国、自治体、民間事業者の3者構成でございますが、お手元の参考資料に名簿がございますので、御参照いただければと思いますけれども、私ども国のほうで人事異動もございましたので、本日付で室長の佐々木、7月7日に着任いたしました室長代理の川上でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の有識者といたしまして、国家戦略特区ワーキンググループの八田座長、阿曾沼委員、鈴木委員、原委員、八代委員にも御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

また、オブザーバーとして、文科省、厚労省、千葉県の方々に御参加をいただいております。よろしくお願いいたします。

議事に入らせていただきます。

医学部の新設につきましては、これまで3度にわたりまして御審議をいただきまして、前回の分科会におきまして、制度改正を含めた方針、進め方につきまして御議論をいただきました。

これを踏まえまして、今般、配付資料がございますが、こちらのとおり3府省におきまして方針を決定させていただきましたので、この資料に基づきまして御審議を頂戴できればと思っております。

文科省及び厚労省から、資料「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針(案)」につきまして、御説明をお願いできればと思います。

まず、文部科学省吉田高等教育局長、お願いいたします。

○吉田局長 それでは、お手元に資料をご覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

6月11日の御議論や、その後、行政当局として具体的な検討を進めた点なども反映させまして、本日お配りしている方針(案)という形でお示しさせていただきます。前に御説明したところと少々かぶる部分がございますけれども、御説明させていただきたいと思っております。

目的、3行目あたりからでございますが、「国内外の優れた医師を集め、最高水準の医療

を提供できる、世界最高水準の『国際医療拠点』をつくるという国家戦略特区の趣旨を踏まえた、国際的な医療人材の育成のための医学部新設の方針を定める」ということでございます。

方針・進め方としては、「世界最高水準の『国際医療拠点』としての医学部の新設のため、以下の留意点への対応状況について、成田市分科会における議論を踏まえ、内閣府、文部科学省、厚生労働省において確認を行った上で、必要な取組を進めることとする」ところでございます。

「また」以下のところはちょっとカットさせていただきます。

留意点（必要な条件整備）というところで、①は「国家戦略特区の趣旨を踏まえ、一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部とは次元の異なる、上記の目的に沿った際立った特徴を有する医学部とすること」ということで、その下にいくつか、留学生、外国人教員等々について事項を整理してお示ししているところでございます。

この関連で、前回は若干付言をいたしましたけれども、国際的な水準ということでの一つのメルクマールとしてどんなものが考えられるか、これはあくまでも参考でございますけれども、私どもとしては、今、進めておりますスーパーグローバル大学での取組が参考になるのではないかと思います。

例えば、スーパーグローバル大学のうち、医療系の学部の特化ということでは、東京医科歯科大学の例がございますけれども、ここでは留学生の割合が13.2%、外国人教員の割合は4.9%、また、海外での診療経験や教育経験を有する教員の割合が27.7%、英語で授業を行う科目は4.1%を超える、これを目標として進めていただいているところでございます。

これ以外にも、スーパーグローバル大学の中では、例えば、筑波大学ですと留学生の割合が30.4%ですとか、東大の場合には外国人教員は20%、海外での診療経験や教育経験を有する教員という意味では、九大のケースですと38.5%ですとか、英語で授業を行う科目につきましては、京大は30%でございますとか、こういったあたりも一つの目安として使えるのではないかと思います。

こういったところを参考にさせていただいて、まさに今回の趣旨に沿った形で、既存の医学部とは次元の異なる際立った特徴を有する医学部として構想を進めていただければと考えております。

もとの方針に戻っていただきますと、それ以外では、2ページの真ん中あたりは教育上必要な基準等でございますが、これは現行の設置基準等をベースにして考えるということでございますが、必要に応じて弾力的な取扱いも可能ということでございます。

法令上の手当のところは、これは、1校に限って特例として設置認可の対象とできるよう、今秋を目途に速やかに関係告示等の規定の特例を措置する、関係の告示としては、その下にあります「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」の特例の措置を行うということでございます。

その他、社会保障制度への影響などということについてもございますし、3ページ目の

上のところでは、そういった取組を踏まえまして、「医学部を新設するとしても、1校とし、十分な検証を行う」ことも書いてございますけれども、このあたりは前回御説明した内容と同じでございます。

なお、参考までにとということで最短のスケジュール例でございますが、仮に既存の大学に医学部を新設する場合がございますと、文科省の手続としては、ご覧いただいているような流れになってくるということでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

厚生労働省より補足説明はありますでしょうか。

○渡辺課長 厚労省医事課長、渡辺と申します。

6月のときにもお話ししたとおりでございますけれども、補足になりますが、厚労省の関係する部分といたしましては、2ページの上から4行目の②、教員、医師、看護師の確保に関連して、地域医療に支障を来さないようにしていただければということで挙げさせていただきますとともに、3ページ、4行目以降になりますが、将来的な医学部定員の在り方につきましては、文科省さんと連携しながらでございますけれども、今後の医師の需給、社会保障制度改革の状況等々を踏まえながらしっかり検討していく予定としておりますということを、補足説明として挙げさせていただければと思っています。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、まず、成田市小泉市長より御発言をお願いできればと思います。

○小泉市長 成田市長の小泉でございます。

医学部新設の検討につきましては、成田市分科会を設置いただき、検討を重ねてきたところでございます。

本市からは医学部を新設するために必要な規制緩和の内容について、また、国際医療福祉大学からは国際的な医療人材の育成のための医学部についての御説明をさせていただいてまいりましたが、本日、成田市における医学部新設について基本方針を示していただきました。御検討、調整をいただきました関係者の皆様方には、心より感謝を申し上げます。

国家戦略特区における医学部は、国内外の優れた医師を集め、世界最高水準の医療を提供できる、「国際医療拠点」をつくるために、国際的な医療人材の育成を行うものであることは言うまでもありません。

しかしながら、成田市といたしましては、基礎自治体として地域医療の崩壊を防ぎたいという思いもありまして、医学部の新設を目指してきたところであります。このことにつきましては、本日の資料を拝読させていただき、一定の御配慮をいただけたと理解させていただきました。重ねて感謝を申し上げます。

成田市といたしましては、この方向で基本方針を決定していただきたいと考えておりま

す。

基本方針が決定、公表された場合には、国家戦略特区の趣旨に鑑み、成田市が一丸となって早急に事業を進めてまいりたいと考えておりますが、そのためには分科会の皆様の御指導、御協力をぜひお願い申し上げまして、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、国際医療福祉大学矢崎総長より御発言いただきます。

○矢崎総長 ありがとうございます。

これまでの3回の分科会で、国家戦略特区における医学部についての検討をいただきまして、一定の前進が見られました。

今回、関係省庁の皆様により、医学部新設についての方針が示され、さらに大きな前進があったものとありがたく存じ上げております。

私どもがこれまでの分科会で説明申し上げましたように、医学教育の改革は、従来の講座や診療科といった今までの慣習にとらわれて、今日まで内向きの議論に終始してきました。その結果、グローバルスタンダードからはもはや医学教育課程とはみなされないという大きな遅れをとってきたのが現状でございます。

本学が提案しています新設の医学部では、先ほど両省庁の方から御説明がありました方針に従いながら、既存の医学部ではその実現が極めて困難なグローバルな視点から、世界基準を超えた異次元と言える医学教育の改革をモデル事業として実施することを目指します。

このような新しい医学教育を通して、我が国の一層の国際化、経済の活性化に貢献していきたいと思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、国家戦略特区ワーキンググループの各委員の方々からも、御質問、御意見がございましたらお願いいたしたいと思っております。

まず、八田座長、いかがでしょうか。

○八田委員 質問というよりは意見ですけれども、国際的な水準の医学部を新設することは、我が国にとっても非常に重要なことだったのですが、特区にとっても最も重要な改革の一つでした。今日、これが基本方針が示されたことによって大きく前進することを大変うれしく思っております。

○藤原次長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 意見と質問がございます。

まず1点目なのですが、2ページ目の最後から、一般の臨床医として勤務するよ

うであれば、需給を勘案して医学部の定員の中で調整するということなのではけれども、これは具体的に何をすることなのかをちょっと教えていただきたいことが1点です。

もう一つは、そのすぐ下に書いてありますことで、「医学部を新設するとしても、1校とし」と書いてあるのですけれども、これは成田市の中で1校ということなのでしょう。それとも、国家戦略特区全体として1校と縛られてしまうのか。私はちょっと後者は理解できないと思いますので、その点についてどなたかにお答えいただきたいと思います。

2ページ目の上のほうで②があって、東北地方の医学部新設への影響を配慮することと書いてあるのですけれども、これは具体的に何を意味するのかということもお聞かせいただけないかと思うのです。例えば、福島県の間は雇えなくなるとか、そういうことを意味しているのかということです。新設の成田市にできる医学部がこういうことまで心配しなければいけないというのはちょっと理解できなくて、むしろこれは厚生労働省なり文科省が考えるべきことなのではないかということが私の意見です。

最後でございますけれども、2ページ目の一番上のところ、公衆衛生に関する専門職大学院を設置することが必要な条件整備の中に入っているのですけれども、これも意味を教えてくださいたいのですが、グローバルな人材を育てる、これまでいかなかったような人材を育てることは大変いいことだと思うのですけれども、そのことと、例えば、特定の大学しかできないことが入ることはまた別の話でございます、グローバルな人材を育成することと公衆衛生の大学院を置けるということは必ずしも一致していないのではないかと。だから、私の意見としては、特定の大学でないとできないということを制限として入れるべきではなくて、あくまでもグローバルな人材であるということが必要なものだけ書き込めばいいのではないかと思うので、ここで公衆衛生まで入れているのはどういうことなのかということをお質問したいと思います。

4点でございます。

○藤原次長 4点ございましたが、局長、よろしいでしょうか。

○吉田局長 厚労省さんと役割分担しながら御説明申し上げます。

最初に、2ページの最後のくだりでございます。

「当初の目的に反して一般の臨床医として」は、国際的な医療人材の育成という目的でございますから、いわゆる従来型の医学部とは異なるものという形になってまいりますので、そういう意味では、そういった本来の目的をできるだけ外さない形で養成をしてほしいということでございます。ただ、その後、実際に学生が卒業いたしまして、これは将来の話なのではけれども、その時点における医師の需給状況などから、定員の上で場合によっては過大だとみなされる場合、それも全体の他の大学の医学部における養成の状況等も重なってまいりますので、もちろんそういった総合的な判断が必要ということでございます。

「1校とし、十分な検証を行う」というのは、今回の検討はあくまでも国家戦略特区全体における方針でございます。

最後にございました、公衆衛生に関する専門職大学院については、御指摘の点は理解できる部分もあるのですが、新しい医学部像として、こういった公衆衛生に関する専門職大学院もあわせ持った組織が、国際的な非常に高いレベルの医学部としては必要ではないかということで、それを改めて記載させていただいたということをございます。

○藤原次長 厚労省、お願いします。

○渡辺課長 2ページの②のところで御質問いただきましたので、厚労省から一言コメントさせていただければと思いますけれども、「特に」以降のところは、今度の28年4月から東北で新しい医学部が開学していく予定と聞いてございます。計画が現在進行中と聞いていますので、そこのところの新設で影響がないようにということをございまして、千葉のところと全然関係ないではないかということでありましたら、それに越したことは全然ないのでございますけれども、今、本当に動いているところと聞いていますので、念のため、そういうところで書いている趣旨でございます。

○鈴木委員 御質問したのは、具体的に何を求めていらっしゃるのかということです。配慮というのは、配慮しました、一応、考えましたでいいのですか。それとも、具体的に何かを要求しているのですか。

○吉田局長 私のほうから少し補足をさせていただきます。

このくだりは、ちょうどこの国家戦略特区の議論が始まりましていろいろと検討をしているのと、向こうのほうで少し先行したのですが、東北の医学部新設の話が、そういう意味では並行的に動くといった局面がございました。

端的に言えば、東北地方の医学部におきましても、必要な教員をそろえなければならぬということがございました。

こちらのサイドでも、当然のことながら必要な教員等々のスタッフをそろえていかななくてはいけないということがありますが、うまくすみ分けをしていただいて、向こうは向こうで円滑にいくし、こちらはこちらで円滑にしていきたいということをございます。

○藤原次長 とりあえずはよろしゅうございますでしょうか。

○鈴木委員 はい。

○藤原次長 ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

八代先生、お願いします。

○八代委員 今の関連のことなのですが、引き抜きが全くいけないといたら、ぜひ新しい大学で働きたいというほかの大学の教員がいたときに、それを禁止することになるわけですか。

教員の大学間の異動を禁止する法律はないわけで、教員は大学間を自由に異動しているわけで、それをいわば制限するというには問題があります。仮にどこかの既存の大学をやめて東北とか成田の医学部に1人でもお医者さんが入ったら、それに対して何かペナルティーを科すという意味なのでしょう。

○吉田局長 これは、引き抜き等により地域医療に支障を来さないようにこうなっており

ます。

当然のことながら、こういった医学部を新設する際に必要な教員を確保するといったときに、他の大学なり病院から教員の方々が異動してくることは当然あるわけですので、引き抜き自体をいかぬと言っているわけではございません。

ただ、その病院や大学によりましては、その教員が引き抜かれることによりまして地域医療にも重大な支障が生じるといったことが出てくるとすれば、そういったものは避けていただくことが妥当だろうということで、重点は地域医療に支障を来すかどうかというところでありますので、そのように御理解いただければありがたいと存じます。

○八代委員 そうすると、地域医療に支障を来しているかどうか、来しているとしたら何らかのペナルティーをとるかということは、文科省の御判断でされるということですか。

○吉田局長 それぞれの具体の準備状況を見させていただきながらということになるかと思えます。

○藤原次長 ほかにございますか。

原委員、お願いします。

○原委員 ようやくここまでたどり着いたということで、よかったですと思います。

一方で、今回お配りいただいている方針の最初にもございますように、これはもともとの話は平成25年10月に規制改革事項の検討方針ということで決定して、既にほぼ2年に近い年月がたっているわけでもございまして、スピードが非常に重要である国家戦略特区での事業という意味では、既に時間がかかり過ぎている状態かと思えますので、これ以上遅滞することがないように、ぜひしっかりと進めていただけましたらと思います。

今、八代先生、鈴木先生が御指摘された点も含めて、運用面でさらに円滑に進めていくように、問題が生じないようにということも非常に重要かと思えます。

過去のこの分科会でも幾つかの議論があったと思いますが、これからの設置認可申請を受けての審査プロセスがどうなっていくのかであるとか、今回の方針の一番最後で書かれている医師の需給、社会保障制度改革の状況を踏まえての今後の検討がどうなっていくのか、こういったあたりも引き続きフォローさせていただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○藤原次長 御意見を頂戴いたしました。

阿曾沼委員、よろしいですか。

○阿曾沼委員 繰り返しになりますが、今回の医学部新設に関しては種々注目され、種々反対論も含めて論評されております。この議論は、医学部を作る事だけが目的ではなくて、この事が客観的に評価され成果を見せていく事が重要であり、目的なわけです。ある意味、医学部という組織のストラクチャーの側面、プロセスの側面、アウトカムの側面で、透明性、先進性、質の面でキチンと評価が得られるように、医療界の各方面の方々と幅広く議論を深めて、示されているスケジュールの中で十分な議論を尽くしていただきたいと思っております。

○藤原次長 ありがとうございます。

ひととおり御意見を頂戴しましたが、ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、さまざまな忌憚のない御意見を頂戴しましたけれども、本日お示しをさせていただきました資料でございます「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針（案）」につきましては、内閣府、文科省、厚労省、3府省名になっておりますけれども、分科会でもこの内容について御了解をいただきまして、今後、この内容で進めさせていただくということで御了解いただけますでしょうか。

（委員首肯）

○藤原次長 ありがとうございます。

今後、秋頃を目途に速やかに法令上の手当を行った後、東京圏区域会議におきまして、引き続き進めさせていただきたいと考えてございます。

また、分科会の後に、内閣府、文科省、厚労省にて、本日のこの会の結果などにつきまして事務方によりブリーフィングを行わせていただきたいと思いますと思っております。この点もあわせて御了解をいただければと思います。

最後に、ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、少し時間は早いのでございますけれども、これをもちまして第4回「成田市分科会」を終了させていただきます。

次回日程等につきましては、また事務局より御連絡申し上げたいと思います。

本日は、お暑いところ、お集まりいただきましてまことにありがとうございました。